

霧島市条例第69号

令和4年12月26日

霧島市多目的ホールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

霧島市長 中重真一

霧島市多目的ホールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

霧島市多目的ホールの設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第203号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（平日の使用料の特例）

- 3 第6条第1項の規程にかかわらず、令和5年4月1日から令和9年3月31日までの期間における平日（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までの日以外の日をいう。）の多目的ホールの使用料は、次の表のとおりとする。

区分		9時～12時	13時～17時	18時～21時	9時～17時	13時～21時	9時～21時
基本使用料	入場料を徴収しない場合	4,830円	6,440円	4,830円	12,880円	12,880円	19,320円
	入場料を徴収する場合 （最高額が1,000円以下）	9,660円	12,880円	9,660円	25,760円	25,760円	38,640円
	入場料を徴収する場合 （最高額が	12,080円	16,100円	12,080円	32,200円	32,200円	48,300円

1,001円以上)						
-----------	--	--	--	--	--	--

別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

区分		9時～12時	13時～17時	18時～21時	9時～17時	13時～21時	9時～21時
基本使用料	入場料を徴収しない場合	5,790円	7,720円	5,790円	15,440円	15,440円	23,160円
	入場料を徴収する場合 （最高額が1,000円以下）	11,580円	15,440円	11,580円	30,880円	30,880円	46,320円
	入場料を徴収する場合 （最高額が1,001円以上）	14,480円	19,300円	14,480円	38,600円	38,600円	57,900円

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の霧島市多目的ホールの設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用料について適用し、同日前の使用料については、なお従前の例による。